特記仕様書

京丹波町教育委員会

本仕様書は、京丹波町立瑞穂学校給食センター厨房機器及び備品購入について、適用する。

〔１〕対象範囲

厨房機器及び備品の製造、運搬、搬入据付、試運転調整及び立会作業までとする。（二次側接続工事費を含む）

〔２〕購入機器等の仕様

① 厨房機器は、機器一覧表及び規格・仕様図と同等以上とする。これと異なる相当品を選定する場合は、承認を得ること。

② 備品類は、設計書及び仕様図と同等以上とする。これと異なる相当品を選定する場合は、承認を得ること。
ただし、指定品については、既設機器、発注済機器及び配送計画等に対応したものであり変更は不可とする。

③ 厨房機器等はドライ仕様とし、学校給食衛生管理基準を満たすものとする。

④ 相当品等の使用により機器寸法等の変更が生じ建築工事等に影響を及ぼす場合は、請負者の責務において一切の対処を行なうこと。

〔３〕履行期限

平成２５年３月２８日までに試運転調整作業まで完了すること。

〔４〕納入施設

①名　称　　京丹波町立瑞穂学校給食センター
②所　在　　京都府船井郡京丹波町　橋爪・大朴　地内
③その他　　納入施設は、現在建築工事中。平成２５年３月１５日完成予定。

〔５〕納入据付

① 納入の際は、床・壁を傷めないよう受注者側で養生を行なうこと。

② 据付完了後、燃焼機器や高さ１.０m以上の機器については、作業性が損なわれない範囲で耐震固定または転倒防止金具の取り付けを行なうこと。

③ 運搬据付後の残材等は、受注者の負担において適正に処分を行うこと。

④ 納入対象施設は、現在工事中であることから、二次側配線配管接続位置について、別途建築工事施業者と協議し、調整・確認を行うこと。
また、建築工事期間内の現場作業については、建築工事施業者の指示に従うこと。

⑤ 納入時期については、別途外構工事の発注を予定していることから、調整を要する。

〔６〕試運転調整及び取扱説明

①　二次側配管配線終了後、速やかに試運転調整を行うこと。

②　試運転の際、故障・異常及び製品の損傷等を発見した場合は、受注者の責において修復等速やかに対応すること。

③　試運転時及び引渡しに際し調理員に対し機器の取扱説明を行うこと。

④　施設稼動開始時から２週間程度は、作業の立会いを行なうこと。

〔７〕保証及びメンテナンス

①　保証期間は、施設の供用開始から 1 年間とする。

②　保証期間中に納入機器等に不具合が生じた場合は、原則的に 24 時間以内に現場対応すること。ただし、やむをえない場合は、発注者の承諾を得て延長することができる。

③　定期的な保守点検が必要な機器については、施設供用開始から 1 年間は受注業者の負担により保守点検を行なう。

④　万一、機器の能力、材料・製造及び据付の不備、製品の不良、工作上の粗雑等の原因で所定の性能を発揮しない場合は、納入年数の経過に関わらず、受注者の負担において点検整備、改造、修理又は交換を行なうこと。

〔８〕提出書類

下記の書類を２部提出すること。

①機器等の承認図	契約後速やかに（仕様書またはカタログ等）
②納入工程表	契約後速やかに
③試運転調整報告書	完了時
④納入・完成写真	完了時
⑤取扱説明書	完了時
⑥完成届	完了時
⑦その他	監督員の指示による